

令和6年度第1回一関市学校給食センター運営委員会

日 時：令和6年7月26日（金）
午後3時～午後4時30分

場 所：一関保健センター 多目的ホール

次 第

《委嘱状交付》

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 委員長・副委員長の選出
- 5 協 議
 - (1) 一関市学校給食センターの運営について
 - (2) 食育の状況について
 - (3) 学校給食費の納付方法及び納付期限等について
 - (4) 学校給食費の収納状況及び収納対策について
 - (5) その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

令和6年度一関市学校給食センター運営委員名簿

構成委員

- ・各給食センター 校長代表6名、保護者代表6名
- ・学識経験者 4名

No.	氏 名	所 属	区 分
1	青 沼 徹		
2	小笠原 浩		
3	今 川 晋		
4	佐 藤 拓 史		
5	藤 原 洋		
6	伊 東 洋 司		
7	小 岩 勇 樹		
8	佐 藤 翼		
9	菊 池 利 行		
10	小野寺 千 絵		
11	伊 東 研 二		
12	三 浦 雄 太		
13	佐 藤 律 子		
14	岩 舘 幸 司	一関保健所環境衛生課 技術主幹兼環境衛生課長	
15	三 上 貴 史	県南教育事務所 指導主事	
16	小野寺 嘉 奈	一関市農林部生産流通課 課長補佐兼地産地消・外商係長	

※ 任 期 : 令和8年3月31日まで

令和6年度一関市学校給食センター運営委員会事務局名簿

No.	氏名	所属	役職	備考
1	時枝直樹	一関市教育委員会	教育長	
2	千葉せつ子	一関市教育委員会	教育次長兼教育総務課長	
3	八木浩司	一関市教育委員会	副参事兼学校教育課長	
4	千葉稔	西部学校給食センター	所長	
5	黒川俊之	西部第二学校給食センター	所長	
6	千葉一枝	真滝学校給食センター	所長	
7	猪股浩子	花泉学校給食センター	所長	
8	菅原春彦	大東学校給食センター	所長	
9	橋本雅郎	千厩学校給食センター	所長	
10	金野幸	学校教育課	課長補佐兼保健係長	
11	木村幸子	学校教育課	栄養主任主査	
12	菊池可奈子	学校教育課	主任主事	

1 一関市学校給食センターの運営について

学校給食センター運営委員会は、各学校給食センターからの推薦を受けた校長代表、保護者代表並びに学識経験者で構成されており、学校給食の調理や運搬、衛生管理、食育の推進、給食費の納入等、各学校給食センターに共通する課題について審議していただき、学校給食センターを適正かつ円滑に運営するため設置しています。

(1) 学校給食の現状について

① 学校給食センターの運営状況について

令和6年度の状況

令和6年5月1日現在

項目	西部	西部第二	真滝	花泉	大東	千厩	計
供給小学校数	3	2	5	2	5	5	22
供給中学校数	2	2	2	3	2	5	16
児童生徒数（喫食数）	1,341	767	1,295	1,280	904	1,280	6,867
教職員数（喫食数）	132	82	136	129	116	159	754
主食（ご飯、パン）の調理	委託						
副食の調理等	委託						
給食配送車の運行	委託						
栄養教諭等	2	1	1	1	1	1	7
委託調理員	17	15	22	17	18	19	108

② 学校給食費と給食日数について

- ・ 度重なる食材価格等の高騰により、現在の給食費では学校給食の質を維持することが困難な状況が続いています。

令和6年度は、市で食材価格高騰相当分を補填することで給食費を据置き、保護者負担の軽減を図っておりますが、今なお、物価が高騰し続けていることから、令和7年度以降の給食実施回数及び給食費について、今後検討していきます。

- ・ 教職員の給食費については、食材価格高騰相当分をご負担いただいております。

	小学校		中学校	
	児童	教職員	生徒	教職員
年間給食費	47,430円	53,550円	55,104円	62,320円
給食日数	170日	170日	164日	164日
1食単価	279円	315円	336円	380円

③ 米飯給食の状況について

- ・ 回数 米飯給食：週4日、パン給食：週1日
- ・ 原料米：限定純情米「ひとめぼれ」（一関市産1等米）

④ 地産地消の現状について

地場産の食材を優先して使用しています。

令和5年度調査結果 (%)

使用割合	一関市産	県内産	国産・外国産
	62.3	12.2	25.5
内訳区分			
穀類	82.0	15.1	3.0
野菜等	27.0	19.7	53.3
畜・水産物	24.8	41.4	33.8
冷凍食品	2.1	10.2	87.6
加工食品	13.3	18.1	68.7
乳製品	63.9	14.8	21.3
飲用牛乳	100.0	0.0	0.0

参考：市内産加工食材

米めん、豆腐、みそ、しょうゆ、トマトピューレ、南部かぼちゃピューレ、矢越かぶ、一関ハラミ焼き 等

※調査は毎年実施

⑤ 給食費の返金について

材料を事前に発注しており、急遽の取り消しができないため、原則、市が学校給食を実施する日において、連続して5日以上学校給食の提供を受けられない場合、給食停止の申出を学校が受けた日の翌日から起算して5日目以降分を返金しています。

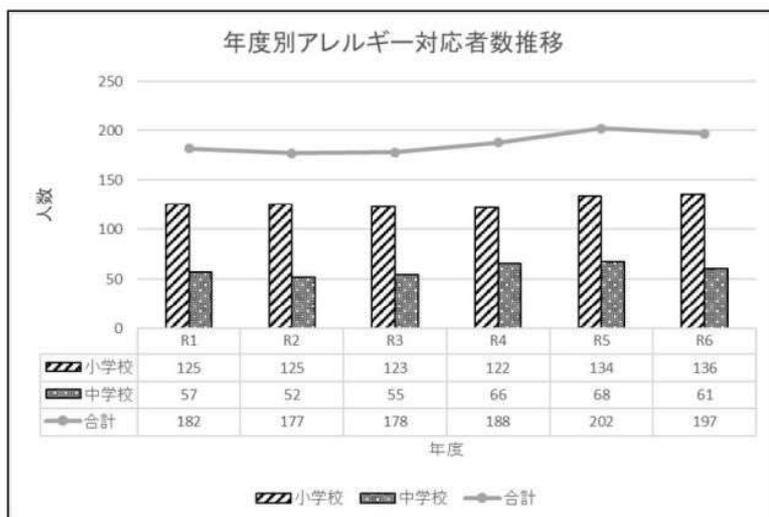
⑥ 食物アレルギー対応について

学校給食における食物アレルギー対応指針（文部科学省通知）により、平成28年度から原因食物の完全除去を原則として対応しています。

○ 食物アレルギー対応実施基準

- ア 医師の診察、検査により食物アレルギーと診断されていること
- イ アレルゲンが特定されており、医師から食事療法を指示されていること
- ウ 家庭で原因食品の除去を行う等の食事療法を行っていること

○ 市内小中学校の食物アレルギーの状況



参考：アレルゲンの多い順

	小学校	人	中学校	人
1	落花生	39	えび	16
2	卵	35	かに	14
3	くるみ	24	くるみ	13
4	ナッツ類	23	卵	10
5	乳	14	キウイ	8

(2) 衛生管理について

① 食中毒の発生状況

市内の学校給食で発生した食中毒事案はありません。

② 巡回指導等の状況

- ・ 一関保健所による巡回指導 年1回
- ・ 学校薬剤師による衛生点検 年1回

③ 対応マニュアル等

- ・ 感染症・食中毒(疑い)発生時連絡体制
- ・ 学校給食による異物混入対応ガイドライン
- ・ 学校給食従事者の体調不良等における食中毒予防マニュアル

(3) 学校給食センターの充実に向けて

① 安全・安心な給食の供給

- ・ 栄養バランスのとれた内容と適切なカロリー摂取ができる献立の実施に努めます。
- ・ 食物アレルギー児童生徒には、安全を最優先し、アレルゲンの完全除去を基本として対応し、保護者や主治医、学校、学校給食センター、教育委員会が連携を図り、楽しく食事ができるよう安全な給食を提供していきます。
- ・ センターの衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止します。また、各学校や学校給食センターから報告を受けたヒヤリ・ハット事例の情報を共有し、給食に関わる職員が意識を高め、事故を未然に防止するよう努めます。

② 運営の合理化(集約)

令和4年度からすべての学校給食センターで調理業務の民間委託を実施しています。今後も学校給食の運営について、安全・安心な給食提供に努めながら、給食業務全般のコスト削減や業務の繁閑に応じた柔軟で効率的な運営を図ります。

なお、児童生徒数の減少により各学校給食センターの給食提供数も減少しており、今後学校の統合と合わせて給食センターの集約についても検討していきます。

③ 地元産食材の活用推進等

地場産品の給食への活用や、給食を介した生産者との交流等を図っていきます。

このことは、第4次一関市食育推進計画や一関市教育振興基本計画にも目標として掲げられています。

④ 学校給食費の適切な算定

安定した給食の提供のため、食材購入費の上昇などの把握につとめ、必要な食材費(=給食費)の算定を行います。

今後も物価上昇が続く傾向にあり、引続き上昇率及び国、他市町村の動向を注視しながら、適切な学校給食費の価格設定に努めます。

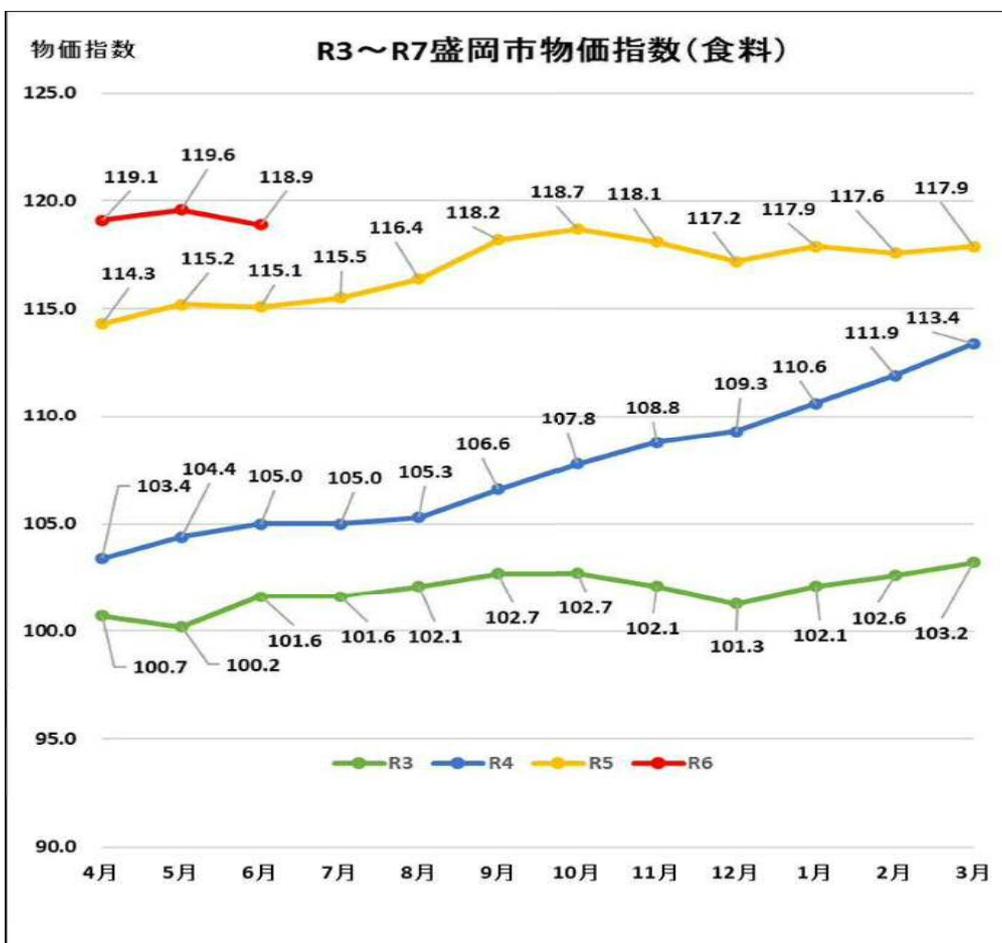
○ 学校給食費を巡る動向について

学校給食費の改定（値上げ）を行った令和2年の基準消費者物価指数と、令和5年の同指数の盛岡市の数値を比較すると、令和5年度末で約18%上昇し、令和5年度の平均上昇率は約17%になりました。

この状況を踏まえ、令和4年度、令和5年度は国からの臨時交付金を活用し、令和6年度については市費で物価上昇分を補填することで、保護者の負担軽減を図っているところです。

○ 盛岡市物価指数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R3(参考)	100.7	100.2	101.6	101.6	102.1	102.7	102.7	102.1	101.3	102.1	102.6	103.2	101.9
R4	103.4	104.4	105	105	105.3	106.6	107.8	108.8	109.3	110.6	111.9	113.4	107.6
R5	114.3	115.2	115.1	115.5	116.4	118.2	118.7	118.1	117.2	117.9	117.6	117.9	116.8
R6	119.1	119.6	118.9										119.2



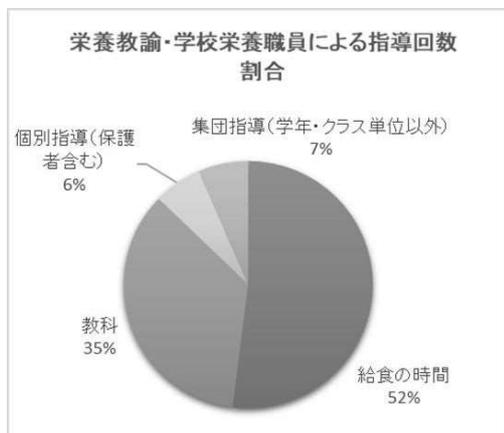
○ 令和6年度物価上昇分として補填した金額（児童・生徒分）

小学生：喫食数	4,539 人	×	一食あたり高騰額	36 円	×	提供日数	170 日	=	27,778,680 円
中学生：喫食数	2,774 人	×	一食あたり高騰額	44 円	×	提供日数	164 日	=	20,017,184 円
※上記の喫食数は、予算作成時の見込み人数。									47,795,864 円

2 食育の状況について

(1) 令和5年度実施状況

① 栄養教諭等による食に関する指導状況



	指導回数	主な指導テーマ	
		小学校	中学校
給食の時間	7.8回/校	配膳の仕方、マナー、食べ物の働き、苦手なものにチャレンジ、朝ごはん、飲み物に含まれる砂糖の量、定期訪問ほか	成長期に必要な栄養、スポーツと栄養、朝食の大切さ、受験期の食事ほか
教科	5.3回/校	食べ物の3つのはたらき、5大栄養素、食事と健康、はし名人になろう、地域に伝わる食べ物、おやつのととり方、朝食の役割、栄養バランス、好き嫌い、生活習慣病予防ほか	郷土食、受験期の食事、スポーツ栄養、朝食の大切さ、中学生に必要な栄養、生活習慣病予防、献立の立て方ほか
給食センター見学	9回	給食ができるまで	
保護者(講話・試食)	11回	給食の役割、成長期の食事、給食ができるまで	
就学前の児保護者(講話)	2回	入学前の食生活について	
個別指導	36回	肥満、やせ、食物アレルギー	

② 会議・研修会

○ 食育担当者会議

構成	栄養教諭・学校栄養職員、学校教育課(担当)
回数	計4回 (4/20、5/24、8/1、1/29)
内容	学校給食センター共通 ・郷土愛を育む食育交流事業(学校給食レシピコンテストほか) ・給食指導実施状況調査について ・和食給食、絵本給食、もち給食、有機米提供について ・食物アレルギー対応について ・学校給食用パンのグラム数の検討について

○ 研修会

期日	事業名	内 容
6月～8月 オンデマンド配信	衛生管理推進等研修会 (県)	講義「学校給食における衛生管理」「給食施設における食中毒対策及び食品衛生法改正」ほか
7/7	食育研修会 (市)	説明 教育委員会重点「健やかな体」 (一関市教育委員会指導主事) 講義 「肥満の現状と食事・運動面からのアプローチ」 (県南教育事務所指導主事)

③ 共通の取組

時期	事業名	内 容
6月～2月	郷土愛を育む食育交流事業	生産現場での見学体験、野菜ソムリエ等外部講師との調理実習を実施希望のあった学校で実施した。また、学校給食レシピコンテスト2023の開催と、2022年度大賞作品の給食提供、郷土愛を育む食育展を開催した。
10月～12月	給食指導実施状況調査	児童生徒の給食の喫食状況を把握し、学校における食育の推進及び学校給食を充実させる資料とすることを目的に、給食の指導状況、残食、時間等を調査。29年度から小4、中2を対象に2日間実施している。
10月～11月	絵本給食	本への関心や読書の意欲を高めるきっかけづくりの一つとして、絵本に登場するメニューを小中学校で実施した。
11月	和食給食	給食センターごとに工夫した和食献立を全小中学校で実施「だし」の資料を全小中学生へ配付した。
1月	もち給食	一関のもち食文化の継承と、もちの美味しさを伝えることを目的に全小中学校へ提供した。

④ 給食指導状況調査

○ 給食に要する時間

	設定時間			給食の時間 (平均)			
	平均	最長	最短	実質時間	準備	喫食	片づけ
小学校	45分	50分	40分	43分	13分	21分	9分
中学校	30分	35分	30分	35分	12分	17分	6分

○ 残食量

	残 食		廃 棄	
	残 食 率	1人平均残食量	廃棄率	1人平均廃棄量
小学校	6.3%	44.7 g	5.4%	21.1 g
中学校	5.1%	44.0 g	4.2%	21.8 g
平均	5.59%	44.4 g	4.7%	21.5 g

※廃棄＝残食量から、水分を除いた廃棄物としての量

※（全国）1人平均残食率：6.93%

- ・残食率の平均値は5.59%であり、前年度同様5%台で推移しています。
- ・残食は小学校では汁物が多く、中学校では副菜が多い傾向がみられました。

(2) 令和6年度計画

① 主な内容

- 郷土愛を育む食育交流事業（6月～2月）
 - ・生産者との交流（生産現場の見学・体験）
 - ・外部講師との交流事業（調理実習等）
 - ・学校給食レシピコンテスト2024
 - ・郷土愛を育む食育展（一関図書館での関連図書展示含む）
 - ・学校給食レシピコンテスト2023大賞作品提供（7月～9月頃）
- 絵本給食（10月下旬～11月上旬のうち1日）
- 給食指導実施状況調査（10月～12月のうち2日間）
- 和食給食（11月）
- もち給食（1月）

② 会議・研修会

期日	事業名	対 象
5/8	所長・食育担当者合同会議	所長、栄養教諭・学校栄養職員
随時開催	食育担当者会議	栄養教諭・学校栄養職員
7～8月オン デマンド配信	衛生管理推進等研修会(県)	所長、栄養教諭・学校栄養職員、調理員 等
6/27	食育講演会(市)	小中学校食育担当者、栄養教諭・学校栄 養職員、その他希望する職員
7/25	学校給食調理員研修会(給食会)	調理員

(3) 食育の推進

- ・栄養管理された学校給食は、毎日の生きた教材であることから、教科指導や学級活動、学校行事、総合的な学習の時間等を計画的に活用し、栄養教諭及び学校栄養職員による指導を行い、給食指導の充実を図ります。
- ・また、食育を効果的に進めるために、地場産品の活用により学校給食と生産現場を結びつけることや、家庭への情報発信に努めます。
- ・郷土食や行事食を伝えていくために、食生活改善推進員や地域の方々と協力していきます。

3 学校給食費の納付方法及び納付期限等について

(1) 学校給食費の納付方法について

納付方法は、納付書払い、口座振替、児童手当からの引去りの3種類です。

なお、就学援助または生活保護に認定された場合、学校給食費は就学援助費または生活保護費から自動的に市へ支払われるため、保護者負担はありません。

※納付方法ごとの割合

- ・ 納付書払い（約23%）
- ・ 口座振替（約49%）
- ・ 児童手当からの引去り（約21%）
- ・ 就学援助・生活保護（約7%）

(2) 学校給食費の納付期限及び納付額について

学校給食費は、年10回に分けて納付していただきます。

令和6年度の学校給食費納付期限及び納付額は下記のとおりです。

※児童手当から引去りの方は、児童手当支給月（6月・10月・2月）に引去りします。

期別	納付期限	納付書・口座振替		児童手当	
		小学生	中学生	小学生	中学生
1期(5月)	R6. 5. 31	4,770円	5,514円		
2期(6月)	R6. 7. 1	4,740円	5,510円	14,250円	16,534円
3期(7月)	R6. 7. 31	4,740円	5,510円		
4期(8月)	R6. 9. 2	4,740円	5,510円		
5期(9月)	R6. 9. 30	4,740円	5,510円		
6期(10月)	R6. 10. 31	4,740円	5,510円	18,960円	22,040円
7期(11月)	R6. 12. 2	4,740円	5,510円		
8期(12月)	R7. 1. 6	4,740円	5,510円		
9期(1月)	R7. 1. 31	4,740円	5,510円		
10期(2月)	R7. 2. 28	4,740円	5,510円	14,220円	16,530円

4 学校給食費の収納状況及び収納対策について

(1) 令和5年度学校給食費収納状況について

R6. 5月末現在の収納状況（現年度分）

（単位：円）

年度	調定額(円)	収納済額(円)	収納率(%)	未納額(円)	未納率(%)
R5	412,035,875	410,675,451 (412,026,395)	99.66 (99.99)	1,360,424 (9,480)	0.34 (0.01)

（ ）内の数値はR6. 6月末現在の数字

※調定額：給食費として収入すべき金額

※収納済額：給食費として収入すべき金額のうち収納した金額

(2) 現年度分について

学校給食費の収納対策について、下記のとおり取組みます。

- ・ 口座振替対象者のうち、残高不足などで振替ができなかった場合は、口座振替不能通知を送付します。
- ・ 納付期限後20日以内に督促状を送付します。更に未納が続く場合は、児童手当から引去りを行う旨を通知し、引去りします。児童手当からの引去りができない場合には、法的措置を含めて検討します。
- ・ 就学援助制度の説明とその活用を奨励します。
- ・ その他、一関市債権管理条例及び同施行規則に基づき、適切な債権の管理を行います。

(3) 過年度分について

① 公会計分について

児童手当からの引去りができない市外への転出者等について、催告通知及び納付書を送付します。

② 私会計分について

各学校給食センターにおいて、引き続き未納者へ催告通知を送付し完納を目指します。また、債権時効については条例等に基づき適切に処理いたします。なお、市が収納した金額等については、当委員会で報告いたします。

※債権時効：未納の状態が一定の法定期間（給食費は令和2年3月31日までは2年間、4月1日以降は5年間）継続した場合に債権の効果を法的に消滅させること。

5 その他

○一関市学校給食センター条例

平成17年 9月20日

条例第72号

改正 平成20年 3月21日 条例第22号

平成22年 3月24日 条例第16号

平成23年 9月22日 条例第36号

平成24年 3月14日 条例第10号

平成24年12月 7日 条例第45号

平成27年 3月12日 条例第25号

平成27年 9月18日 条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、一関市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 一関市立学校条例（平成17年一関市条例第69号）に規定する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校給食に関する調理等の業務を共同処理するため、次のとおり給食センターを設置する。

名称	位置
一関市西部学校給食センター	一関市萩荘字境ノ神173番地
一関市西部第二学校給食センター	一関市萩荘字境ノ神170番地 1
一関市真滝学校給食センター	一関市滝沢字水口103番地63
一関市花泉学校給食センター	一関市花泉町涌津字松子沢21番地
一関市大東学校給食センター	一関市大東町摺沢字上塚ノ沢37番地 1
一関市千厩学校給食センター	一関市千厩町千厩字上駒場290番地 1

(職員)

第3条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第4条 給食センターを適正かつ円滑に運営するため、一関市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員30人以内をもって組織する。

- 3 委員は、一関市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（給食費の負担）

第5条 給食センターの運営に要する経費のうち、給食に直接要した費用については、給食を受ける児童及び生徒の保護者並びに職員等の負担とする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年9月20日から施行する。

（藤沢町の編入に伴う経過措置）

- 2 藤沢町の編入の日以後、最初に委嘱される運営委員会の委員の任期は、第4条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成20年条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第16号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第36号）

この条例は、平成23年9月26日から施行する。

附 則（平成24年3月14日条例第10号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月7日条例第45号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第25号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第44号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。